

生成AI知財コードをめぐる検討会の内容と反響

令和8年4月23日に開かれた第12回は、4月21日の第11回と同じ議題で連続開催された後半ヒアリングで、内閣府¹がWebexで一般公開した会合だった。配付資料は、パブリックコメント整理、出版・放送・音楽の権利者団体資料、電子情報技術産業協会²の非公開資料、さらに共同意見書2本とコード案本体・開示具体例から成っている。したがって、第12回の実質は「新しい論点を出す場」というより、2025年12月に公表され、2026年1月に意見募集を終えた生成AI向け知財・透明性コード案を、権利者側とAI事業者側の双方から詰める最終調整局面だったと読むのが自然だ。³

全体像

この回を単独で見ると、第11回と第12回を一体のヒアリングとして捉えるほうが実態に近い。両会合は同じ議題で設定され、第11回では新聞・流通・ソフトウェア・企業法務寄りの資料、第12回では出版・放送・音楽の権利者団体と共同意見書が並んだ。つまり政府は、同じコード案について賛成・批判の双方を短期間に並べて聴取し、争点を可視化する設計を取っていた。第12回の「反響」は、会合後の報道だけでなく、この事前提出意見群そのものがすでに大きな反響の集積になっている。⁴

同時に、この会合の読み方には注意がいる。公開されている一次情報の中心は議事次第、配付資料、意見募集ページ、各団体の公開コメントであり、口頭やり取りの細部よりも「どのような資料が、どの順番で、誰から出されたか」を重視して分析するほうが確度が高い。そこで本稿は、会合そのものの配付資料と、それに接続する公開意見・報道を突き合わせて、第12回の本質を整理する。⁵

会合の実質テーマ

会合の中核は、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」だった。意見募集ページでは、この文書の目的を、生成AIと知的財産権をめぐる懸念やリスクに対応しつつ、技術進歩と権利保護を両立させることだと説明している。募集期間は2025年12月26日から2026年1月26日23時59分までで、任意の意見募集としてe-Govにも掲載された。⁶

制度設計の肝は、法的義務ではなく「コンプライ・オア・エクスプレイン」を採る点にある。概要資料では、対象を生成AI開発者と生成AI提供者に置き、日本向けに生成AIシステムやサービスを提供する海外企業も含むとしているうえ、受入れ事業者は内閣府に届け出て自社サイトで公表し、政府側は参考様式や届出事業者一覧を公表予定だとしている。これは、自主規制の形を取りながら、採否そのものを市場に見える形にする設計だ。⁷

原則の中身はかなり踏み込んでいる。原則1は、コーポレートサイト等で、モデル名・来歴・設計仕様・学習プロセス・学習データの種類・クローラ・責任体制・知財保護措置などの「概要開示」を求める。要するに、「何を使い、どう作り、どんな統制で運用しているのか」を、少なくとも骨格レベルでは外から見えるようにせよ、という要求である。⁸

原則2と原則3はさらに争点化しやすい。原則2は、訴訟提起やADRなどの法的手続を現に行い、または準備している権利者等が、特定URLなどを示して学習データへの含有有無の回答を求める枠組みであり、原則3は、生成AI利用者が自らの生成物と同一・類似するコンテンツのURLなどを示して照会する枠組みだ。他方、参考資料の「具体例」では、第三者とのライセンス契約先などについて、秘密保持義務やビジネス上の中核性を理由に「エクスプレイン」で非開示とする例も示されている。つまり、最初から柔軟運用をかなり織り込んだ案でもあった。⁹

権利者側の要求

第12回の権利者側は、日本書籍出版協会¹⁰、日本雑誌協会¹¹、デジタル出版者連盟¹²の出版3団体、日本民間放送連盟¹³、そして日本レコード協会¹⁴とIFPI¹⁵だった。出版3団体の資料全文は検索上の抜粋に限られるが、公式検索の表示からは、主要論点として「ライセンスによる学習利用とオプトアウト方式」が前面に置かれ、AI事業者に「可能な限り、権利者からの異議申し立てのリスクを予見」する発想が示されていたことがうかがえる。出版側が求めていたのは、単なる透明性ではなく、「許諾・拒否・対価還元」に接続する運用可能なルールだったとみてよい。¹⁶

放送側の主張は、検索可能なPDF本文からかなり明確に読める。日本民間放送連盟は、コード策定そのものには賛同しつつも、無許諾学習、違法アップロード著作物の学習、権利侵害複製物の生成を問題視し、「実効性を持って運用されること」を要望した。さらに、海外事業者にも遵守させる対策を求め、原則1については、ペイウォールやrobots.txtに反するサイトを無断学習やRAGの対象にしないことを明記するよう提案し、技術的措置の具体的内容の公表、侵害生成物の速やかな削除・調査義務、ディープフェイク対策の追加まで求めている。原則2・3でも、法的手続の「検討段階」でも情報開示を請求できるようにすべきだと主張し、オープンソース例外が抜け道にならないよう警戒していた。これは第12回で出された権利者側要求の中でも、かなり強硬で具体的なものだった。¹⁷

報道・音楽分野の周辺公開資料を合わせると、この権利者側ブロックの問題意識はさらに鮮明になる。日本新聞協会¹⁸は、コード案を「報道コンテンツなどの知的財産の適切な保護を一步前進させる重要な内容」と評価しつつ、ゼロクリックサーチや対価還元の停滞を挙げ、改善がなければ法制化を求めた。音楽側でも、RIAJの同時期の公開意見では、AI生成物が短期間に大量出現して創作活動を脅かし得ること、国内外のAI事業者の実効性を及ぼす措置が必要なことが強く打ち出されていた。資料4の全文抜粋は限られるが、第12回の音楽業界提出資料も、この延長線上で「透明性だけでは足りず、実効性まで担保すべきだ」という論調だったとみるのが妥当だ。¹⁹

AI事業者側の反論

パブリックコメント段階で、対立はすでに露出していた。肯定・強化論の側では、無断学習を許すなら適切な支払い、悪用防止規制、違反時の罰則が必要だとか、説明だけで実施しない状態を認めるべきではないといった意見が出た。他方で、既存のHAIP報告枠組みやモデルカードで原則1の目的は相当程度満たせる、公開の強制は営業秘密・ノウハウ流出や多大なコストを招く、何をどこまで開示すれば「コンプライ」になるのか不明だ、という産業側の反論も多数あった。原則2では「不明」と回答できる余地やスタートアップへの段階適用が求められ、原則3では開示乱発や技術的困難、既存の証拠開示制度との役割分担が指摘された。第12回は、この割れたパブコメを踏まえた続戦だった。²⁰

その反論を第12回に持ち込んだ代表例が、資料6の共同意見書群だ。ABEJA²¹が事務局となった共同意見書の検索抜粋では、適用基準を「公衆に提供」ではなく「市場に提供」に改めるべきだとし、自社サイト上のチャットボットのような非AI専業企業まで広く巻き込む現行案を「適用範囲が広範にすぎる」と批判している。さらに、生成AI提供者を原則対象から外すべきこと、第三者AIを単に統合しただけの事業者は適用除外にすべきことまで明示しており、対象範囲の絞り込みが共同意見の第一テーマだったことが分かる。²²

新経済連盟²³の公開意見は、より体系的だ。まず、コードの法的位置づけを明確にし、独自の報告形式ではなく既存のコーポレートガバナンス報告書等で代替できるようにすべきだと主張した。さらに、法的拘束力がなくても「非対応＝不誠実」と見なされることで事実上の強制力が生じると警戒し、生成AI提供者まで一律に含める案は広すぎる、学習データや設計仕様の開示は営業秘密やセキュリティ上のリスクが高い、スタートアップには段階適用や簡便な対応が必要だ、原則2・3の証拠収集は裁判所関与の既存手続に委ねるべきだ、と論じている。要するに、産業界のキーワードは「過大な範囲」「事実上の義務化」「営業秘密」「イコールフットリング」だった。²⁴

同じ方向の問題提起は、オープンソース・グループ・ジャパン²⁵ やAI Governance Association²⁶ の公開活動からも見える。オープンソース・グループ・ジャパンは、任意の枠組みであっても届出・公表・年次更新・政策インセンティブを通じて「事実上の規制」になり得ると警告し、オープンソースAIやオープンウェイトモデルの流通を不必要に萎縮させないように求めた。AI Governance Associationも、コード案に対する意見提出を活動実績として公表しており、単独企業の不満ではなく、AIガバナンス・産業政策コミュニティ全体での反応だったことを示している。²⁷

反響の構図

第12回の反響を一言で言えば、「方向性には賛成、だが現行案では足りない」という両陣営の同時不満が可視化されたことにある。権利者側は、透明性や開示という方向自体は歓迎しつつ、法的拘束力の弱さ、海外事業者への実効性、パイウォール・RAG・ゼロクリックサーチ・ディープフェイクへの対策不足を問題視した。新聞協会は改善がなければ法制化を求め、民放連も実効性と海外事業者対応を正面から要求している。つまり、権利者側の反響は「自主規制の入口としては評価するが、これで打ち止めなら不十分」というものだった。²⁸

他方で、産業界・AI事業者側の反響は、「方向性には反対しないが、この書きぶりでは広すぎ、重すぎ、事実上の規制になる」というものだった。新経済連盟や共同意見書は、特に生成AI提供者や単なる統合事業者まで一律に巻き込む点、詳細開示が営業秘密やセキュリティに触れる点、原則2・3が裁判所外での証拠収集ルートとして機能しかねない点を問題にしている。会合直後の法務メディアの見出しが「出版・放送界とスタートアップ、生成AIコード案巡る対立構造が鮮明に」と表現したのは、まさにこの構図を端的に要約している。²⁹

政策的な意味合い

この会合の政策的意味は、日本政府が「いきなり法規制」ではなく、「可視化された自主規律」を先に走らせようとしていることを、改めて示した点にある。しかもその自主規律は、単なる倫理原則ではなく、モデル情報、クローラ、学習データの種類、URL照会対応、届出、公表まで含むため、かなり制度的だ。だからこそ権利者側は「これを骨抜きにするな」と言い、産業界側は「ソフトローの顔をしたハードな実務負担だ」と反発している。第12回は、その衝突点を表面化させた。³⁰

今後の焦点は五つに絞れる。第一に、対象範囲をどこまで限定するか。第二に、生成AI開発者と生成AI提供者をどこまで分けるか。第三に、営業秘密やセキュリティを守りつつ、どの粒度の透明性なら社会的に十分と見なすか。第四に、原則2・3の開示請求のハードルを、権利者救済と濫用防止のどこで均衡させるか。第五に、ソフトローが機能しなかった場合に法制化へ進むのかどうかである。政府は、受入れ事業者の届出や一覧公表の枠組みまで用意しているため、次の段階は「誰が受け入れ、どの程度の開示をするか」の実績競争になる可能性が高い。その結果が薄ければ、新聞・放送・音楽など権利者側の法制化要求はさらに強まるだろう。³¹

¹ ⁶ ¹⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ikenboshu_20251226.html
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ikenboshu_20251226.html

² ²⁷ <https://opensource.jp/2026/02/01/comments-on-principle-code/>
<https://opensource.jp/2026/02/01/comments-on-principle-code/>

³ ⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai11_12/index.html
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai11_12/index.html

⁵ ¹⁶ ²¹ ²³ https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html

7 13 30 31 <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/kousou/2026/dai2/shiryō1.pdf>
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/kousou/2026/dai2/shiryō1.pdf>

8 9 26 <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/pdf/shiryō1.pdf>
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/pdf/shiryō1.pdf>

10 22 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/shiryō6-2.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/shiryō6-2.pdf

11 12 15 24 29 <https://jane.or.jp/proposal/theme/26996.html/>
<https://jane.or.jp/proposal/theme/26996.html/>

17 <https://j-ba.or.jp/news/files/f7461be288f0dae5377f01bce5588c4b933dee63.pdf>
<https://j-ba.or.jp/news/files/f7461be288f0dae5377f01bce5588c4b933dee63.pdf>

18 19 25 28 https://www.pressnet.or.jp/news/headline/260126_16108.html
https://www.pressnet.or.jp/news/headline/260126_16108.html

20 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryō1.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryō1.pdf